

大津市都市公園使用料・利用料金減免基準

(減免趣旨)

第1条 大津市都市公園条例(昭和40年条例第18号。以下「条例」という。)第9条第4項に基づく使用料の減免及び条例第10条第7項の規定に基づく利用料金の減免については、この基準に定めるところによる。

(公園施設等)

第2条 利用料金にかかる公園施設等は、次に掲げる施設とする。

- (1) 野球場及び室内練習場
- (2) 陸上競技場
- (3) 体育館
- (4) 第2体育館
- (5) プール
- (6) テニスコート
- (7) グラウンド、芝生グラウンド及び全天候型多目的広場
- (8) 弓道場
- (9) 有料公園施設(体験学習施設を除く)付帯の会議室、役員室
- (10) 野外劇場
- (11) 庭園
- (12) 体験学習施設付帯の会議室、多目的ホール
- (13) 緑のふれあいセンター多目的室
- (14) 緑のふれあいセンター市民花園
- (15) におの浜ふれあいスポーツセンター体育館
- (16) におの浜ふれあいスポーツセンタープール
- (17) 駐車場

2 使用料にかかる公園施設は、前項施設を除く都市公園とする。

(公園施設等の使用料及び利用料金の減免)

第3条 使用料及び利用料金の減免の対象及び減免率は、次のとおりとする。

1 前条第1項第1号から第9号までの施設並びに第15号及び第16号の施設

	減 免 の 対 象	減免率	備考
ア	市内の保育園及び幼稚園の園児、学校の生徒並びに障害者及び65歳以上の市民を対象とした本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	50%	減免申請書 要
イ	本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
ウ	大津市体育協会及び同協会加盟団体が主催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要

エ	市内に事務所を有する公共的団体（自治会等）が主催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
オ	本市又は本市の執行機関が後援する事業として使用する場合	10%	減免申請書 要
カ	障害者団体が申請し、個人使用する場合	50%	減免申請書 要
キ	大石緑地のテニスコート及びグラウンドを大石学区自治連合会が主催する事業として使用する場合	70%	減免申請書 要
ク	伊香立公園芝生グラウンドを伊香立学区自治連合会が主催する事業として使用する場合	70%	減免申請書 要

備 考

- 1 前条第1項第15号及び第16号の施設について、障害者団体を対象として本市又は本市の執行機関が共催又は後援する事業として使用する場合は、この表にかかわらず減免率を100%とする。
- 2 前条第1項第5号及び第16号の施設について、介護を必要とする障害のある者を介護する者は、この表にかかわらず減免率を100%とする（障害のある者1名につき、介護する者1名。ただし、指定管理者が身体障害等の障害の程度に照らして必要があると認める場合に限り、障害のある者1名につき、介護する者2名。）。

2 前条第1項第10号及び第12号から第14号まで並びに前条第2項の施設

	減 免 の 対 象	減免率	備考
ア	本市又は本市の執行機関が共催又は後援する事業として使用する場合	100%	減免申請書 要
イ	市内に事務所を有する公共的団体（自治会等）が主催又は共催する事業として使用する場合	100%	減免申請書 要

3 前条第1項第17号の施設

	減 免 の 対 象	減免率	備考
ア	本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	50%	減免申請書 要
イ	市内に事務所を有する公共的団体（自治会等）が主催する事業として使用する場合	50%	減免申請書 要
ウ	本市又は本市の執行機関が後援する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
エ	滋賀県又は滋賀県の執行機関が主催又は共催する事業として使用する場合	30%	減免申請書 要
オ	滋賀県又は滋賀県の執行機関が後援する事業として使用する場合	10%	減免申請書 要

カ	大津市の公共的施設で事業を営む許可を得た者が使用する場合	50%を 限度	減免申請書 要
---	------------------------------	------------	---------

備 考

- 1 上記以外の団体等が事業として使用する場合は、事業内容・趣旨により決定する（但し、減免率は50%を限度とする。）。
- 2 上記の団体等が使用するに際し、個人負担となる場合は対象項目に準じた減免率とする。

第4条 前条の規定にかかわらず、特に全国スポーツ大会など市長が必要と認める場合は減免率を100%にできるものとする（減免申請書は必要。）。

附 則 平成10年2月6日

附 則 平成14年1月16日

附 則 平成16年6月2日

附 則 平成18年9月15日

附 則 平成19年9月1日

附 則 平成31年4月1日

この基準は、平成31年4月1日から適用する。